

簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示

次のとおり、技術提案書の提出を招請します。

2025年1月15日

阪神高速道路株式会社

契約責任者 建設事業本部長 下田 健司

1 業務概要

(1) 業務名

淀川左岸線延伸部豊崎地区事業支援業務（2025年度）

(2) 業務目的・内容・期間及び入札・契約方式等は、別表－1のとおり。

(3) 本業務は、プロポーザル方式によって、技術提案の内容と企業や技術者の能力を総合的に評価し、その評価の合計点が最上位である者を特定する。

(5) 本業務は、業務関係共通仕様書に定める書類作成及び提出等の各種手続を、契約書の規定「情報通信の技術を利用する方法」に基づき行う、Hi-TeLus（阪神高速・工事情報等共有システム）の適用対象業務である。

2 参加資格

技術提案書等の提出者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 本業務を対象に定める技術的要件

別表－2に掲げる競争参加資格・要件等（基本的事項・企業の能力・配置予定技術者の能力）を有していること。

(2) 阪神高速道路株式会社契約規則（平成23年阪神高速規則第10号）第6条の規定に該当しない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続の開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（3）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(5) 技術提案書等の提出期限の日から技術提案書等の特定日までの期間に阪神高速道路株式会社競争参加停止等取扱要領に基づく競争参加停止措置（以下「競争参加停止措置」という。）を受けていないこと。

また、阪神高速道路株式会社取引停止事務処理要領（令和5年阪神高速細則第1号）に基づく取引停止の対象者に該当しない者であること。

(6) 技術提案書提出者間の資本・人的関係等

技術提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。(説明書参照)

(7) 業務実施体制

業務実施体制に関して、次のいずれにも該当しないこと。

- ① 再委託の内容が含まれている場合
- ② 業務の分担構成が不明確又は不自然な場合

3 技術提案書を特定するための評価基準

(1) プロポーザル方式の仕組み及び評価基準

本業務のプロポーザル方式は、技術評価点（企業実績、配置予定技術者の資格、同種・類似業務の経験、手持ち業務の状況、業務実施方針、実施体制、留意点等、その他説明書に記載する評価基準に応じて付与する点数）の評価値を算出し、技術提案書を特定する方式とする。

(2) 技術提案書の決定方法

提出された技術提案書等の評価に応じて付与する技術評価点から、評価値を算出し、評価値の最も高い者を特定する。技術評価点の満点は、別表－4「技術評価点（A）」のとおり。

4 手続等

(1) 担当部署

別表－3「担当部署」のとおり。

(2) 説明書等の交付期間及び方法

- ① 交付期間 別表－3「説明書等の交付期間」のとおり。
- ② 交付方法 下記サイトより参加希望者に無償で交付する。やむを得ない事由により、下記サイトからの受領ができない場合は、CD－R等により交付するので、事前に上記（1）の担当部署へその旨申し出ること。
 - ・ 阪神高速道路株式会社ホームページ（建設コンサルタント業務等の入札公告ページ）
<https://www.hanshin-exp.co.jp/company/nyusatsu/koukoku/gyomu/>
- ③ 交付図書のダウンロード手順
②のサイトにて、当該業務の交付図書のダウンロード手続へ進み、交付図書ダウンロード登録フォームに会社名等の連絡先を登録する。登録した連絡先に交付図書ダウンロードサイトのURL情報が電子メールで届くので、電子メール記載のダウンロード有効期限までに交付図書をダウンロードする。

(3) 技術提案書等の提出期間、提出場所及び提出方法

- ① 提出期間 別表－3「技術提案書等の提出期間」のとおり。
- ② 提出場所 別表－3「担当部署」のとおり。
- ③ 提出方法 下記イ)又はロ)のいずれかによること。
上記（2）の提出場所へ電子メール又は電子ファイル送付サービス（以下「電子メール等」という。）により提出するものとする。なお、送付後、阪神高速へ着信確認を行うものとする。（電

子ファイルサイズが合計10MBを超える場合は、分割送付又はファイル転送サービスによる送付によること)

上記イ) によることが困難な場合、持参、郵送等（一般書留、簡易書留又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便で配達記録の残る送付方法をいう。以下同じ。）によることができる。

5 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 技術提案書等の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された技術提案書等は、返却しない。なお、提出された技術提案書は、技術提案書の評価及び履行の確認以外に提出者に無断で使用しない。また、技術提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。
- (4) 技術提案書等提出後においては、原則として技術提案書等に記載された内容の変更を認めない。また、技術提案書等に記載した予定技術者は、原則として変更できない。ただし、傷病、死亡、退職、出産、育児、介護等のやむを得ない理由による場合には、発注者と協議の上、変更を認める場合がある。
- (5) 手続における交渉の有無 **別表－1**「手続における交渉の有無」のとおり。
- (6) 契約書作成の要否 要（本件は電子契約を推奨）
- (7) 当該業務に直接関連する他の請負契約を当該業務の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 **別表－1**「随意契約予定の有無」のとおり。
- (8) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4（1）に同じ。
- (9) 技術提案書等についてのヒアリングを実施する場合は、その実施日時及び場所等を別途通知する。
- (10) 詳細は、説明書による。

以上

業務内容及び入札・契約方式等

業務名	淀川左岸線延伸部豊崎地区事業支援業務（2025年度）	
業務の目的	淀川左岸線延伸部豊崎地区の円滑な進捗のため、発注者の指示・指導に基づき、調査・設計業務との指導・調整を含む事業監理、地元及び関係機関との協議・調整等の業務を対象に受注者とパートナーシップを築き、双方の技術経験を活かしながら効率的に事業の推進を行うもの。	
業務内容	本業務に係る特記仕様書記載のとおり。	
業務期間	2025年4月1日 から 2026年3月31日 まで	
WTO協定対象	×対象外	
競争方式	簡易公募型	
選定方式	プロポーザル方式	
Hi-TeLusの適用	○対象	
担い手確保施策	×対象外	
手続における交渉の有無	×無	
随意契約予定の有無	○有 <small>本業務に直接関連する他の業務の請負契約を、本業務の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無</small>	
火災保険付保の要否	×否	
見積書審査方式	×対象外	
見積依頼項目及び条件等	-	
設計審査補助業務の受注実績	認定	×適用対象外
	評価	×評価対象外
その他適用方式等	-	
保証金 前払金 等	入札保証金	免除する。
	契約保証金	免除する。
	前金払	×無
	部分払	○有（業務期間中4か月に1回までとする。）
再苦情の申立て	<p>競争参加資格がないと認めた理由又は非選定の理由の説明を受けた者で、当該理由について不服がある者は、当該回答を受け取った日から7日（休日を除く）以内に、書面により、代表取締役社長に対して、再苦情の申し立てを行うことができる。なお、再苦情の申し立てについては、入札監視委員会が審議を行うものとする。再苦情の申し立ての受付窓口及び受付時間は次のとおり。</p> <p>（1）受付窓口：別表-3の「担当部署」</p> <p>（2）受付時間：毎日（土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。））を除く。）</p> <p>午前10時から午前12時まで及び午後1時から午後4時まで</p>	

注)各入札・契約方式等の詳細については、別紙を参照のこと。

競争参加資格・要件等

業務名	淀川左岸線延伸部豊崎地区事業支援業務（2025年度）	
基本的事項		
企業の形態	単体企業又は設計共同体	
J V 構成	最大構成員数	2 者
一般競争参加資格	下記の一般競争参加資格の認定を有すること。	
	認定年度	2021～2024年度
	種別	土木設計
1級建築士事務所の登録	×不要	
地域要件	設定なし	
企業の能力		
実績対象期間	過去 15 年度分までの業務実績が対象 (2009年度以降、別表-3「競争参加資格の確認の基準日」までに完了した業務が対象。)	
業務実績	下記のいずれかの実績を有すること。	
	業務実績	1. 土木工事に関するプロジェクトマネジメント、コンストラクションマネジメント、事業促進PPPのいずれかの実績 2. 自動車専用道路、一般国道、都道府県道、市町村道の調査・設計業務に関する実績、あるいは、自動車専用道路、一般国道、都道府県道、市町村道の新設または改築工事（※1）にかかる実績、自動車専用道路、一般国道、都道府県道、市町村道の土木工事（※1）に関する発注者支援業務の（※2）の実績
	補足説明	※1 工種種別は阪神高速株式会社に登録できる工種の土木、橋梁（メタル）、橋梁（PC）に限る。 ※2 発注者支援業務とは資料整理業務、積算技術業務、工事監督支援業務、技術審査業務をいう。

配置予定技術者の能力	
管理技術者の要件（管理補助技術者も同要件）	
配置の要否	○配置を求める。
保有資格	下記のいずれかの資格を有すること。
資格種別	①.1 技術士（総合技術監理部門（建設に関する科目に限る）） ①.2 技術士（建設部門） ②.1 一級土木施工管理技士 土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会一級土木技術者 ②.2 R C C M（シビルコンサルティングマネージャー）（技術士部門と同様の部門に限る） CCMJ（認定コンストラクション・マネジメント資格）
業務経験	下記のいずれかの業務経験を有すること。
評価対象期間	過去 15 年度分までの業務経験が対象 （2009年度以降、別表－3「競争参加資格の確認の基準日」までに完了した業務が対象。）
同種業務	1. 土木工事に関するプロジェクトマネジメント、コンストラクションマネジメント、事業促進PPPのいずれかにおいて指導的立場（※1）で従事した経験を有する者。 2. 土木工事（※2）に関する発注者支援業務（※3）において指導的立場（※1）で従事した実績を有する者。
類似業務	1.自動車専用道路、一般国道、都道府県道、市町村道の調査・設計業務に関し、指導的立場（※1）で従事した経験を有する者。 2.自動車専用道路、一般国道、都道府県道、市町村道の新設または改築工事（※2）に関し、指導的立場（※1）で従事した経験を有する者。 3.総合技術監理の資格を有し、自動車専用道路、一般国道、都道府県道、市町村道の調査・設計業務に関し、技術的実務経験（※4）を有する者。
補足説明	※1「指導的立場」とは、以下の立場をいう。 1) 調査・設計業務または発注者支援業務の場合には管理技術者（当該業務に係る契約の履行に関する管理及び統括を行うものをいう。）の立場をいう。 2) 工事の場合には、主任技術者又は監理技術者の立場をいう。 ※2 工種種別は阪神高速道路株式会社に登録できる工種の土木、橋梁（メタル）、橋梁(PC)に限る。 ※3 発注者支援業務とは資料整理業務、積算技術業務、工事監督支援業務、技術審査業務をいう。 ※4 技術士（総合技術監理部門）の資格を有し、20年以上の実務経験をいう。
手持ち業務量の要件	全ての手持ち業務の契約金額合計及び件数が下記の要件を満たすこと。 5億円未満かつ10件未満
申請者との雇用関係	技術提案書の提出者の企業に、公示日の3か月以前から対象者に雇用されていること。
管理補助技術者	×配置不可

照査技術者の要件

配置の要否	×配置を求めない。
保有資格	×競争参加資格として求めない。
資格種別	①.1 - ①.2 - ②.1 - ②.2 - (上記以外)
申請者との雇用関係	技術提案書の提出者の企業に、公示日の3か月以前から対象者に雇用されていること。

担当技術者の要件

配置の要否	○配置予定者の配置を求める。						
保有資格	×競争参加資格として求めない。						
資格種別	①.1 - ①.2 - ②.1 - ②.2 - (上記以外)						
業務経験	競争参加資格として求めないが、評価対象とする。						
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">評価対象期間</td> <td>過去 15 年度分までの業務経験が対象 (2009年度以降、別表-3「競争参加資格の確認の基準日」までに完了した業務が対象。)</td> </tr> <tr> <td>業務実績</td> <td> 1. 土木工事に関するプロジェクトマネジメント、コンストラクションマネジメント、事業促進PPPの経験を有する者。 2. 自動車専用道路、一般国道、都道府県道、市町村道の調査・設計業務に関し、従事した経験を有する者。 3. 自動車専用道路、一般国道、都道府県道、市町村道の新設または改築工事(※1)に関し、従事した経験を有する者。 4. 自動車専用道路、一般国道、都道府県道、市町村道の土木工事(※1)に関する発注者支援業務(※2)で従事した実績を有する者。 </td> </tr> <tr> <td>補足説明</td> <td> ※1 工種種別は阪神高速道路株式会社に登録できる工種の土木、橋梁(メタル)、橋梁(PC)に限る。 ※2 発注者支援業務とは資料整理業務、積算技術業務、工事監督支援業務、技術審査業務をいう。 </td> </tr> </table>	評価対象期間	過去 15 年度分までの業務経験が対象 (2009年度以降、別表-3「競争参加資格の確認の基準日」までに完了した業務が対象。)	業務実績	1. 土木工事に関するプロジェクトマネジメント、コンストラクションマネジメント、事業促進PPPの経験を有する者。 2. 自動車専用道路、一般国道、都道府県道、市町村道の調査・設計業務に関し、従事した経験を有する者。 3. 自動車専用道路、一般国道、都道府県道、市町村道の新設または改築工事(※1)に関し、従事した経験を有する者。 4. 自動車専用道路、一般国道、都道府県道、市町村道の土木工事(※1)に関する発注者支援業務(※2)で従事した実績を有する者。	補足説明	※1 工種種別は阪神高速道路株式会社に登録できる工種の土木、橋梁(メタル)、橋梁(PC)に限る。 ※2 発注者支援業務とは資料整理業務、積算技術業務、工事監督支援業務、技術審査業務をいう。	
評価対象期間	過去 15 年度分までの業務経験が対象 (2009年度以降、別表-3「競争参加資格の確認の基準日」までに完了した業務が対象。)						
業務実績	1. 土木工事に関するプロジェクトマネジメント、コンストラクションマネジメント、事業促進PPPの経験を有する者。 2. 自動車専用道路、一般国道、都道府県道、市町村道の調査・設計業務に関し、従事した経験を有する者。 3. 自動車専用道路、一般国道、都道府県道、市町村道の新設または改築工事(※1)に関し、従事した経験を有する者。 4. 自動車専用道路、一般国道、都道府県道、市町村道の土木工事(※1)に関する発注者支援業務(※2)で従事した実績を有する者。						
補足説明	※1 工種種別は阪神高速道路株式会社に登録できる工種の土木、橋梁(メタル)、橋梁(PC)に限る。 ※2 発注者支援業務とは資料整理業務、積算技術業務、工事監督支援業務、技術審査業務をいう。						
申請者との雇用関係	技術提案書の提出者の企業に、公示日の3か月以前から対象者に雇用されていること。						
申請可能人数	2~5 名						

「基本的事項」に関する注意事項

注1) 記載の参加形態及び参加資格等を有していること。

注2) 地域要件を設定している業務の場合

近畿2府4県とは、下記に基づく営業所が、近畿2府4県（大阪府・京都府・兵庫県・奈良県・滋賀県・和歌山県）に所在すること。なお、建設業法上の営業所が申請書等の提出時に登録されていない場合は、その所在を証明する公的資料を添付すること。

※建設コンサルタント業務の場合＝建設コンサルタント登録規程に基づく営業所

※地質調査業務の場合＝地質調査業者登録規程に基づく営業所

※測量業務の場合＝測量法に基づく営業所

「企業の能力」に関する注意事項

注1) 上記に掲げる基準を満たす業務実績を1件以上有すること。

なお、設計共同体の参加の場合にあっては、全ての構成員が上記に掲げる基準を満たす業務実績を有すること。

注2) 業務実績に関する取扱は、下記のとおり。

①元請けとしての業務実績に限る。（再委託による業務の実績は評価対象外）

②完成し引渡し完了しているものに限る。

③設計共同体の業務実績の場合は、申請者が分担して実施した業務実績に限る。

注3) 実績評価対象となる業務の発注機関は以下のとおりとする。

①阪神高速道路株式会社・グループ会社

②高速道路会社、指定都市道路公社

③国土交通省、国の機関、独立行政法人等の政府関係機関

④都道府県、政令指定都市、これらの関係機関

⑤市町村、これらの関係機関

⑥公益民間企業（鉄道・空港・電気・ガス・通信）

⑦その他民間企業

指定都市道路公社とは、名古屋高速道路公社、広島高速道路公社、福岡北九州高速道路公社のことをいう。また、公益民間企業とは、テクリス登録の対象となっている公共公益施設の整備に関する事業を営む民間企業（法人）のことをいう。

注4) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため一時中止措置等を行ったことにより完成していない業務についても、評価の対象とする。

注5) 日本及びW T O締約国以外の国等の建設コンサルタントにあっては、日本における同種又は類似業務の実績をもって判断する。

「配置予定技術者の能力」に関する注意事項

注1) 上記に掲げる基準を満たす業務経験を1件以上有する技術者が配置できること。

注2) 保有資格について、外国資格を有する技術者（わが国及びW T O政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はR C C M相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課）を受けている必要がある。

注3) 業務経験に関する取扱は、下記のとおり。

①元請けとしての業務経験に限る。（再委託による業務及び照査技術者として従事した業務は評価対象外）

②完成し引渡し完了しているものに限る。

③設計共同体の業務経験の場合は、配置予定技術者が分担して実施した業務経験に限る。

注4) 業務経験評価対象となる業務の発注機関は、上記「企業の能力」注3)に同じ。

注5) 手持ち業務量の金額及び件数の算出等については、別紙-1.1を参照すること。

手続に関する期間等

業務名		淀川左岸線延伸部豊崎地区事業支援業務(2025年度)
契約責任者	役職名	建設事業本部長
	氏名	下田 健司
担当部署 (申請書等提出先)	部署名	建設事業本部 建設企画部 総務・経理課
	郵便番号	〒 530-0005
	住所	大阪市北区中之島3丁目2番4号 中之島フェスティバルタワー・ウエスト8階
	電話番号	06-6232-6616
	E-mail	keiyaku-jh@hanshin-exp.co.jp

公示日		2025年 1月 15日 (水)
①	説明書等の交付期間	2025年 1月 15日 (水) から 2025年 2月 14日 (金) 午後4時まで やむを得ずCD-R等により受領する場合は、上記交付期間の 午前10時から正午まで、午後1時から午後4時まで (土曜日、日曜日及び祝日等(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。))を除く。)
	閲覧資料	閲覧対象資料なし(ダウンロード資料のみ)
	閲覧期間	—
	閲覧場所	—
②	競争参加資格の確認の基準日	技術提案書等の提出期限の日 時点
③	説明書(技術提案書等含む)及び設計図書等に対する質問の提出期間	公示日 から 2025年 1月 31日 (金) 午後4時まで 持参・電送の場合は、午前10時から正午まで、午後1時から午後4時まで(休日を除く)
④	技術提案書等の提出期間	公示日 から 2025年 2月 14日 (金) までの毎日 午前10時から正午まで、午後1時から午後4時まで(休日を除く)
⑤	説明書(技術提案書等含む)及び設計図書等の質問に対する回答の閲覧期間	技術提案書提出期限の日の午後4時まで
⑥	特定・非特定の通知日	2025年 3月 5日 (水) まで
⑦	特定されなかった者に対する理由の説明要求期限日	2025年 3月 14日 (金) まで

ヒアリングに関する事項

ヒアリングの実施の有無		○実施する。
①	実施場所	阪神高速道路株式会社 建設事業本部大阪建設部 会議室
②	実施日時	2025年 2月 19日 (水) 2025年 2月 20日 (木) のいずれか1日(休日は除く) ヒアリングの時間は協議の上、決定する。
③	出席者	配置予定管理技術者、申請のあった担当技術者全員
④	質疑応答事項	<p>【配置予定管理技術者】 これまでの経験に関する内容 実施方針(理解度、実施体制)に関する内容 特定テーマに関する内容</p> <p>本業務において、技術提案を求める特定テーマは以下に示す事項とする。 ・過去に実施した同種・類似業務のうち、創意工夫した点や今回の業務に活かせる点を具体的に記載してください。</p> <p>【配置予定担当技術者】 本業務を実施するにあたって、担当技術者として留意すること。</p>

※ヒアリング時の追加資料は受理しない。